

				Q&Aとして承認	No. 34
820	GSK Canada	FDA	仕様V3.2および地域の仕様	<p>た文書が既に存在する場合、その後の提出時に、その位置の文書に対し、「new」を使用できるか? eCTD builder productの業者は、eCTD のライフサイクルのどの時点でも、その後の提出でオペレーション属性が「new」を割当てられる場所に含まれる同じ名称/表題の文書の提出はない」と仕様を解釈している。例としては、変更/修正に「カバーレター」が含まれる場合である。これは、常に特定のファイリングと関連している。「new」は、使用すべき属性である。</p> <p>「replace」または「delete」は関連がなく、「append」は意図された関係がないため、過去に言及する必要がないので、使用するのは適切でない。この問題がモジュール2-5で生じる他の例がある。例えば、QOSが全く新規で、「append」にも依存せず、「delete」または「replace」も必要ない場合。後に提出する際の「new」の使用の許容性について明確にしていただきたい。</p>	
830	Liquent	PhRMA	各地域の実施ガイドライン	eCTDのみを受け入れる地域において、どの国がeCTDのみを保管用の正式提出資料として受け入れるのか? 条件は何か? eCTDを受け入れる意思がある非ICH加盟国はあるか?	地域の当局がこれらの質問について、伝達している。それらを参考のこと。

840	Liquid	PhRMA	仕様 v3.2	PDFファイルのバージョン。購入できるのは最近のバージョンのみであることを踏まえたうえで、受理されるAcrobat文書の異なるバージョンに関する強制および/または過去のバージョンとの互換性に対する期待があるのがFDAサイトの最新のガイダンス文書はPDF1.4を指示している。Acrobat Distillerを下位バージョンのPDFを作成するよう設定できるが、Acrobatの新しいバージョンで操作されると(ハイパーリンク、ブックマーク等を加えるために、しばしば必要)、ファイルはその新しいバージョンを維持し、「saved down(下位バージョンで保存)」できない。	変更要請 00790に対する返答を参考照。	却下
850	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	DIA EDM会議で、ハイパーリンクと提出資料のライフサイクルに関する質問があった。後に更新されるとスポンサーが承知している文書については(例えば、120日目の安全性更新の一貫として)、FDAによると、初回提出時にハイパーリンクを提出しなくて良く、むしろ審査官がバックボーンを介して入手できるように物理的な引用を提出すべきであるとされる。このアプローチは全ての地域で認められるのか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。個別的に、地域当局に相談すること。	却下
860	Liquid	PhRMA	仕様 v3.2	appendオペレーションの使用に関して、最も慣行を推奨していただきたい。付加される内容にそれが適用される元の文書の部分に対する状況的な手掛かり(contextual clues) を含めることが期待されるのか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。個別的に、地域当局に相談すること。	却下

870	Liquid	PhRMA	EUの地域仕様	XMLでのEU申請書式v1.0が発表されたが、これが受理されるおよび(または強制される時間枠はあるのか?これと支払ファイルをどうeCTDに含めるべきかにに関して詳細に説明していただきたい(申請書式XMLファイルと共に支払ファイル、またはメインユーティリティ・ディレクトリ等)?)?	EU の 地域的質問 これが受理されるおよび(または強制される時間枠はあるのか?これと支払ファイルをどうeCTDに含めるべきかにに関して詳細に説明していただきたい(申請書式XMLファイルと共に支払ファイル、またはメインユーティリティ・ディレクトリ等)?)?	却下
880	Liquid	PhRMA	申請者に対するEU通知	相互認証手続におけるeCTDの取扱いについて、追加討議がなされたか?異なる関連加盟国への複数の提出を支援するために、eCTDのライフサイクルを「分歧」できると示唆された。まもなく、追加ガイダンスでこれを明確にするのか?	EU の 地域的質問 相互認証手続におけるeCTDの取扱いについて、追加討議がなされたか?異なる関連加盟国への複数の提出を支援するために、eCTDのライフサイクルを「分歧」できると示唆された。まもなく、追加ガイダンスでこれを明確にするのか?	却下
890	Liquid	PhRMA	仕様 v3.2	関連シーケンス要素について、詳細に説明してください。修正されたファイルバージョンに含まれるシーケンスに対する参照のみを含めるべきか、または新たに提出する情報に対するシーケンスが関連するのか?	Q&Aとして 承認 No. 35	No. 35
900	Liquid	PhRMA		eCTDのライフル上での機会と問題の意味を理解するためには、歐州の当局に対する教育訓練計画はどういうものか?	仕様3.2の7-3ページを参照。	却下
910	Liquid	PhRMA	仕様 v3.2	文書の長さ、および文書自体に内部目次を設ける必要性に関する推奨はあるか?文書の構成を表すブックマークは、目次に代わる許容される代替法か?	仕様3.2の7-3ページを参照。	却下
920	Liquid	PhRMA	USおよびEUの地域仕様	SPL と PIM の イニシアチブで、eCTDにこれららの文書と支持ファイルをどのように含めるかに関するガイドランスを発表する計画、およびライフサイクルに関する検討する計画はあるか?	モジュール 1に 関する地域ガイドランスを参照	却下

930	Liquent	PhRMA	eCTD DTD	非リーフ要素に対応するIDを使用することが期待されるか、およびそれを用いるライフサイクル上の示唆はあるか?	この質問を理解するには、例があるとよいだろう。	却下	
940	Liquent	PhRMA	仕様v3.2	リーフIDに使用する文字数に(技術的または実際的)制限はあるか?この値として、GUIDは適切と考えられるか?	W3C基準に対する参照?	承認(仕様変更)	Ver3.3対応
950	Liquent	PhRMA	仕様v3.2	文書が複数回付加される場合(シーケンス0001、0002および0003全てにoperation="append"を持つリーフが含まれ、0000で提出されたリーフが修正される)、審査の観点からこれが扱いにくくなる時点があるか?ある時点で、0000で提出したファイルを、単一のリーフとして現文書を構成する全体(sum-total)で置き換えて、付加されたリーフ要素を削除するほうが道理にかなうと期待されるか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。	却下	
960	Liquent	PhRMA	eCTD DTD および仕様書	リンク-テキストおよびxref要素を、eCTDどのように使用する予定か?これまで、これらに付する適用は示されていない。どこに適用されるかを知りたい。	今のこと、これらを使用する計画はない。		
970	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2 および地域の仕様	2004年11月の Q&A にノード拡張の利用 (#28、変更要請00560) が含まれている。顧客から聞いたところでは、ノード拡張はEUでは必要だが、v3.2仕様では特に奨励されていない。これの継続的な使用の予想に関して、詳細な考えが示されているか?	変更要請 00810と重複。	却下	

980	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2	一部の地域で紙媒体がなお必要とされるために、ICHおよび/または規制当局ごとの紙媒体CTDを更新する計画はあるか(2004年6月から、EMEA v0.3 ガイダンス文書「Practical guidance for the paper submission of regulatory information in support of a marketing authorisation application when using the Electronic Common Technical Document ("eCTD") as the source submission」にあるところ)?	地域ガイダンスを参照 範囲外
990	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2	PDFと対照的に、XML/構成された内容とみなされるモジュール2-5または地域のモジュール1のeCTDの他のセクションはあるか?	構成されたXMLファイルについて 範囲外 は、地域のガイダンスを参照。PDFに代わるXMLの使用については、 変更要請No.00709を参照。
1000	Liquent	PhRMA	仕様v3.2	内容の再提出を必要とせずに、古いリンクを防ぐことに関するライフル・リンク・リギングの問題を検討するために、詳細な議論が行われたか?	変更要請 00320を参照。 保留
1010	Liquent	PhRMA	Study Tagging Files v2.6, 2004年11月に対するeCTDバックボーンファイルの仕様	v2.6 STF仕様はコンテンツ・ロック(content-blocks)に言及していないが、これらはDTD内にある。これらを利用する予定はあるか、あるなら、例を提示していただきたい。	USの地域ガイダンスを参照 範囲外

1020	Liquid	PhRMA	仕様 v3.2	ICHサイトにはSTFのv2.6のZipファイルがある。累積アプリーチを用いる場合に、2.6バージョンが使用すべき正しいバージョンと仮定すると、以前に仕様1.1に従ってSTFを提出していた場合に、xlink:href のフォーマットがフォルダ/ファイルパスからバックボーンの間接的な参照にどう変更されたか、およびプロパティ要素の使用意図の変更を考慮すると、新STFでは古い doc-content 要素からプロパティ要素を取り除き、xlink:href 属性のフォーマットを更新すべきか? 累積アプリーチをとる場合、最新の使用を反映するために、前に提出したSTFsを更新する必要があるか?	ICHサイトにはSTFのv2.6のZipファイルがある。累積アプリーチを用いる場合に、2.6バージョンが使用すべき正しいバージョンと仮定すると、以前に仕様1.1に従ってSTFを提出していた場合に、xlink:href のフォーマットがフォルダ/ファイルパスからバックボーンの間接的な参照にどう変更されたか、およびプロパティ要素の使用意団の変更を考慮すると、新STFでは古い doc-content 要素からプロパティ要素を取り除き、xlink:href 属性のフォーマットを更新すべきか? 累積アプリーチをとる場合、最新の使用を反映するために、前に提出したSTFsを更新する必要があるか?	USの地域ガイドラインを参照	範囲外
1030	Liquid	PhRMA	eCTD DTD	role, actuate,およびshowのリーフ属性を使用する計画はあるか、または使用する計画がない場合は、これらを仕様から除去する計画はあるか?	今のところ、これらを使用する計画はない。	承認(仕様変更) Ver3.3対応	範囲外
1040	Liquid	PhRMA	業界へのガイド ス - ICH-CTD フォーマットに基 づく市販申請書 の提出	特定期間、企業がハイブリッド(eNDA/eBLA)およびCTDの内容)を提出し続けることが予想されるか? ハイブリッド要件が最終的にeCTDに含められる予定はあるか? FDAは、今年と去年に何件のハイブリッドと何件のeCTDを受領したのか?	重複した変更要請、00890を参照。	却下	
1050	Liquid	PhRMA	US モジュール1 Ver1.1 2004年3 月	関連シーケンス要素に関して、詳細に説明していただきたい。修正されたファイル/パスに含めるシーケンスに対する参照のみを含めるべきか、または新たに提出する情報に含まれるシーケンスが関連するのか?	重複した変更要請、00890を参照。	却下	

地域の問題	範囲外	対する姿	FDAは現在のSTF仕様に対する姿	M 3と同様、M 4+5の情報のグラニュラリティを明確に定義して、全地域に認められるべきである。グラニュラリティに基づく許容性に地域による差があるなら、全地域に同じ情報を与えるとき、グラニュラリティ(及び定義されたattributing またはfile-tagging またはkeywording) は同じでなければならない。ファイルのタグ、キーワード、属性はICH管理用語集として取り扱い、同じコンテンツのファイルが地域間で同様の属性として考えられるようになる。一貫した解釈、理解及び使用をサポートするために、各用語の適用+使用を定義する説明が必要である。	表示 (Manifestations)	eCTD DTD、STF DTD及びCTD のグラニュラリティ	PhRMA	PhRMA	1060
			ICH file-tag がある。最近のFDAによるSTF 文書の実行では、このICH-承認用語を用いずに、“nonclinical-data”と“US”用語を用いることが示された。ICH file-tags に対する地域での変更は、ICHにより承認されて、ICH 文書に反映されなければならない。全てのtagはICH承認済みであるべきなので、“info-type”タグは必要ない。						

1070	FDA	FDA	eCTDメッセージ	承認(仕様変更)	次回大幅な改定時に対応
<p>現 eCTD の実行では、一貫性の強化、自動化の促進またはデータ再使用の促進は行われない。(例えば、添加剤は、フリー・テキスト。フィールドであるので、全ての提出資料から検索できなり)。モーデリング法を用いることにより、ずっと容易に協力つまりデータ共有ができる領域を特定できる。これを行うためには、データ及び関係を明確に特定するために、schema approach に移行する必要がある。</p> <p>加えて、もっと機動的な仕様(例えば、バックボーン外の管理された用語集、様々な製品種に同じ transport mechanism を再使用できること)を用いれば、仕様を他の製品に拡大できる(つまり、仕様の再使用)。</p>					

1080	PhRMA	仕様 3.2	<p>以下のシナリオを3地域全てで一貫してサポートするためのメッセージの使用法を示すために、仕様を更新する必要がある(cc_320)に関連)：同じ物理的ファイルの再使用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ファイルを複製せずに、同じ提出インスタンス内(单一のバックボーンから複数の参照)； 2) ファイルを複製せずに、同一申請の異なる提出インスタンスにわたるコンテンツ(单一の市民申請書内の異なるバックボーン・インスタンスからの参照)； 3) 複数の申請の異なる提出インスタンスにわたるコンテンツ(異なる市民申請の異なるインスタンスからの参照)； <p>ソリューションは以下の場合に対応しなければならない。：</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 他の関連でファイルが提出されていること(そして審査されていることを示すために必要な適切なオペレーション属性値) b) その後にファイルのライフサイクルの変更(例えば、delete、append、replace)が生じて、全てのre-use contextsに適用される。 <p>c) その後にファイルのライフサイクルの変更が生じて、全てのcontextsに適用されない。</p>	<p>これを文書化(仕様のさらに注意深い表現または平行する「実行ガイド」)によって取り扱うことができるのか、またはDTDに対する技術的な変更が必要なのかが不明確。</p> <p>選択肢</p> <p>ニーズを慎重に分析後、 1)仕様内で上記を実施する方法を明確にする(例を用いる)。 2)推奨メカニズムを記載し、例を含めた実行ガイドを作成する。 3)既存の技術DTDを修正した後に、ステップ1または2を実施する。</p>	<p>Q&Aとして承認</p> <p>No. 37 No. 38</p>
------	-------	--------	---	--	--

1090	PhRMA	PhRMA	eCTD DTD, STF DTD 及び CTD の グランユラリティ	<p>論理文書の概念</p> <p>-複数のファイルから構成される文書に対し組織的構成を提供する(例えば、eCTD エレメント内で、どのファイルが全体として当該文書と関連するかを特定する)貫したメカニズムがない。特に、そのエлемент内に複数の文書があるとき重要な)。</p> <p>-経時的に文書を構成するファイル間の関係を形成し、維持するための組織的構成を提供する(文書のライフサイクル管理)</p> <p>-バックボーンに文書を静的に表示して、バックボーンの referential target を変更しないで、文書を更新できるようにするための組織的構成を提供する。</p> <p>-論理文書を再使用する必要があるときは、論理文書を形成するファイルの集合ではなく、論理文書に対する参照を提供できる。</p>	承認(仕様変更)	次回大幅な改訂時対応
------	-------	-------	---	---	----------	------------

1100	PhRMA	PhRMA	eCTD DTD 及び STF DTD	<p>各地域が仕様の諸側面を受け入れるかどうか、を決定することを認める現実行方針では、仕様実行に相違をもたらす可能性がある。このために、ある地域が申請を拒絶し、他の地域は受け入れる事態が生じるかもしれない。</p> <p>地域には情報の受領で「好み」があるかもしれません、この「好み」が仕様に優先すべきでない。</p> <p>例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. STFもノード拡張もICHで承認されているが、いずれかの方法を用いて集められ、構成された全く同じファイル集が、全ての地域で受け入れられるとはかぎらない。 2. STF管理に対する Accumulative または Cumulative アプローチのいずれかの使用が全ての地域で受け入れられるとはかぎらない。 選択肢 #1: 異なるアプローチを取り除いて、單一のアプローチに一致する。 <p>選択肢 #2: 記載されている仕様を用いた有効な申請資料を全て受け入れよう全地域に要求する。</p>	<p>試験のためにはサブグループが、全ての試験タグを eCTD DTDに移して、STF機能を eCTDのバックボーンに組み込む変更を試験する。この試験では、eCTD バックボーンが、他の地域における試験コンテンツを提出するための方法をなおサポートするかも確認される。</p> <p>M2 メンバーはこの問題をベンダーに連絡できる。</p>
------	-------	-------	------------------------	---	---

1110	EU/EFFIA	EU/EFFIA	仕様 v3.2	<p>EU 代表団は両方向通信に関する変更要請 #220の再開を希望した。eCTDでは、ライフサイクル中に当局がかなりの量のデータを作成して、申請者に送付する。質問のリスト、決定に關する文書、市販後義務リストなどである。EU 代表団はこの問題を承認状態の追跡(別の変更要請を参照)と関連するとも考えている。この場合は、承認または拒絶の通知が当局から送られる。eCTD 仕様を変更して、この情報交換を組み入れるべきである。</p> <p>現在、EU は表示情報の交換に対する PIM 基準を実施しているので、この要請は緊急を要する。この基準にはデータの両方向交換が含まれていて、これを EUM 1 仕様に組み入れる計画である。現仕様では、このために、当局から企業への通信のための次善策を見つける必要がある。</p>
1120	EU/EFFIA	EU/EFFIA	仕様 v3.2	<p>EU 代表団は、活動に関連するシーケンス群の「承認状態」を追跡する手段を変更承認に加えることを提案した。この情報の用途の一つは、eCTDの消費者が審査中または検討を拒絶または中止されたデータを特に除外したライフサイクルの「承認」一覧を見ることができるである。</p> <p>提案は、別の変更要請で示された両方向通信の概念に関連する。承認状態は、当局から申請者に送付される別の情報例である。地域レベルで解決できるかもしけないが、EU 代表団はこの情報から他の地域も恩恵を受けられるので、ICHIレベルでのソリューションが都合よいと考える。</p>

変更要請番号	規制機関	規制機関コード	仕様バージョン	変更要請内容		
				承認(仕様変更)	次回大修査改定時に検討	
1130	EU	EU	仕様v3.2	<p>経験からいは、1つのベンダー製品の「有効な」アンプトットが、必ずしも他の製品に対するインプットとして有効ではない。これにより、提出前に申請資料を試験して、訂正しなければならず、当局にインストールされているツールとの不適合をもたらす。この問題が生じるのは、ある製品では特定の項目が特定の方法で処理されることが期待されているからである(ただし、特定の方法は、eCTDの仕様に記載されていない)。これから、矛盾した解釈がもたらされた。eCTDを改善して、特定の技術的パリデーション基準を組み込んで、ツールや地域を越えて一貫した実行を可能にするために、自動化パリデーションを最適にするために、Schemaの使用が予想される。</p> <p>この変更要請はeCTD仕様に関連する技術的パリデーション基準に関するのであって、ファイル/文書の科学及び規制関連コンテンツに関するものではない。XML Schemaを使用しても、全ての考えられる技術的パリデーション基準に対応できないので(例えば、リーフ・ファイルのファイル・サイズ)、他のソリューションが必要かもしれない。</p>	<p>変更要請 580 (2004-05-28)に提出 に基づいてQ&A36として前に提供された情報は、十分ないと考えられる。</p> <p>M2が措置を講じて、DIA年次総会で特別セッションを計画するか、FDAがDIA年次総会で会議を主催する可能性がある。</p> <p>2007年のICH 7/DIA会議についても検討されている。</p>	

1140	Health Canada	Health Canada	仕様 3.2	仕様及びDTDは、製品のライフサイクルを通じて提出資料の管理をサポートする必要がある。全地域に共通のプロセスが、調和した方法でサポートされる必要がある。これには、以下のものが含まれる。 1. 初回提出資料 2. 当局からの要請に対する返答としての、その後の提出資料 3. 申請者が開始するその後の提出資料 その後の提出資料の平行審査をサポート/追跡できる必要がある。現在の仕様は、申請資料シーケンスの線形増加用である。現在のオペレーション属性の一部は、今もなおゾーナル・ベンダーと当局のガイダンスの混乱を引き起こしている。例えば、 sequ 0000 myfile.pdf new sequ 0001 myfile.pdf append sequ 0000 sequ 0002 myfile.pdf replace sequ 0001 現在の見解はどういうものか?これをどう解決するか?ビューアングルのエラーメッセージまたは審査官の混乱を引き起こす、いくつかの同様のオペレーション属性の組み合わせがある。	appendの使用について、さらに明確にする。 IWGのメンバーが他の人と変更を共有できる。	試験のためにサブグループに割当てた。	PhRMAがeCTD仕様に対するマイナー修正を主導し、次回会議に結果を提出予定。
1150	Health Canada	Health Canada	仕様v3.2	現在の仕様は企業から当局へのメッセージを規定する。仕様の最初の目的は、両方向の通信をサポートすることだった。この項目は文書化されなかった。当局から企業へのメッセージを定義する必要がある。ライフサイクル管理と関連付けることができる。	重複、1110を参照	保留	次回大幅な改定時に検討
1160	JPMA	JPMA	リーフ・ファイル	ファイル間のリンクをやめざせるべきである。文書を改訂すると、リンクを維持できないからである。	範囲外	次回大幅な改定時にEWGに照会	

1170	JPMA	JPMA	PDF ファイル	Acrobat Reader 4.0が記載されている。サポートするPDFのバージョンを明確に記載すべきである。一部のReaderのバージョンでは一部のPDFバージョンの閲覧に影響するバグがあるので、Japanese Acrobatを含めて、これについて慎重に検討すべきである。	仕様文書ではなく、特定のpdfバージョン番号ではなく、特定のpdfバージョンを用いる。 次回マイナー改定前に、Q&A No. 40が発表されている。 M2 SENTRIサブループは、PDF Aの可能性も検討する。	承認(仕様変更) 試験のためにサブグループに割当てた。	Ver3.3対応
1180	JPMA	JPMA	STF	STF中の試験報告書情報の取り扱いを再検討していただきたい。STF ファイルの作成は、余分な仕事である。	サブループが変更要請1100の問題と共に本問題を解決するために作業している。	試験のためにサブグループに割当てた。	
1190	JPMA	JPMA	仕様3.2	将来の eCTD仕様は現 eCTD仕様と後方互換性があるべきだ。 ICH M2がeCTD仕様の変更を計画しているなら、我々は現eCTDデータ、特に、eCTD パックボーン XMLインスタンスを使用し続けたい。さらに、多くの企業と規制当局が現 eCTD の仕様に基づいたシステムに投資しているようである。次の重要な eCTD 仕様が発表されるなら、これらのシステムを修正しなければならない。修正をできるだけ少なくすべきである。現及び新 eCTD システム間の互換性が必要である。すなわち、少なくとも現標準から新標準に eCTD を容易に変換する方法が必要である。	この質問は eCTDに対する変更管理プロセスに含まれる。	却下	

1200	JPMA	JPMA	仕様3.2及びスタイル・シート	現CTDには固定TOCがある。プラウザのTOCには、スタイルシート情報に基づいて示されている。日本では、審査を加速し、当局と申請者の通信を促進するためにJapanese TOCを持ちたい。さらに、固定されたeCTD TOC名は、実際のCTD TOC名と異なる。	範囲外	EWGに照会
1210	JPMA	JPMA	仕様 3.2	将来、CTD構造(TOC)が変更される可能性がある。これには、対応するeCTD仕様の変更が必要である。eCTD仕様の頻繁な変更は困難であり、企業、規制当局及びベンダーに対する負担になる。M2がeCTD仕様の改訂を計画するなら、CTD TOCを改訂する場合には、eCTD仕様の容易な維持を検討すべきである。	範囲外	EWGに照会
1220	JPMA	JPMA	仕様3.2	将来、どういうCTD構造の変更が生じるか誰も予測できない。従って、eCTDの仕様はCTDの変更に対応できるようにデザインすべきである。eCTD仕様ではXML Namespaceを使用して、他のXMLメッセージを含められるようにすべきである(たとえば、eCTDにICSRメッセージを含める)。	範囲外	EWGに照会
1230	JPMA	JPMA	仕様3.2	現eCTDスタイル・シートには固定されたタグがある。従って、一部のCTD TOC要件に適合できない(例えば、CTD要件である製造および成分を2.3 TOCに示すことができない)。eCTD仕様には、要件およびCTD仕様の目的を示すために多少柔軟性を持たせるべきだ。	範囲外	EWGに照会
1240	MHLW	MHLW	インスタンス	現評価プロセスに適合するためには、フルXMLインスタンスばかりではなく、累積XMLインスタンスも必要である。	日本におけるビジネス・ニーズとして対応する必要がある。	範囲外 EWGに照会

				Q&Aとして承認	No. 39
1250	MHLW	MHLW	リーフ・ファイル	文書の再使用について、リーフ・ファイルにおいてはXML文書の使用を認めるべきである	
1260	DOCUMENT UM	PhRMA	STFスタイルシート (ich-sff-stylesheet-2-.xsl), Version 2.6, 2004-11-17	<p>元のスタイルシートはxlink:href値を正確に処理しない。href値にはシークエンス番号が含まれていることが想定されている。[これはFDAサンプル・ファイルとは異なる]</p> <p>以下のものは元のスタイルシートのファイルの場所を示す(が、相対パスを正確に処理しないので、STFページを適切に表示することになお問題がある):</p> <pre><doc-content xlink:href="../../../../index.xml#e51 55"></pre> <p>上記と同じ方法で再度書くと、</p> <pre><doc-content xlink:href="../../../../index.xml#e5155"></pre> <p>以下のメッセージが表示される。</p> <p>Document title = The XML page cannot be displayed</p> <p>STFを適切に示すことができるように、上記の問題等を修正した。加えて、シークエンス番号がないのを認めるために、提出資料名を4文字ちょうど (e.g. "0000")ではなく、どんな長さのものも許容した。</p>	<p>eCTD IWG は、できるだけ早く新スタイルシートを掲示する。</p> <p>承認</p> <p>スタイルシートを書き直した。</p>
1270	PhRMA	PhRMA	STF 仕様 Version 2.6, 2004-11-17	<p>STFファイルを参照するリーフの各例は、属性 "version" フィールドを不正確に用いている。</p> <p>"version" 属性はスポンサーの社内バージョン番号またはリーフが参照するファイルのバージョン識別用である。STF仕様のテキストで "version" で引用した情報を "application-version" で実際に引用すべきか? または "application-version" はコンテンツ・ファイル (例えば、PDF, MSWord) に対してのみ使用すべきか?</p>	<p>この問題の記述は正確である。</p> <p>我々はeCTD使用中の試験ファイル管理に対する單一のアプローチを検討する予定であり、正確な例が用いられると予想する。</p> <p>保留</p> <p>次回会合</p>

1280	PhRMA	PhRMA 仕様 v3.2	<p>多くの場合、スポンサーは単一の提出資料メッセージ中でのリーフ間に‘append’関係を設定する必要があるが、現仕様はこれを行わないよう助言する。</p> <p>投資対効果:</p> <ol style="list-style-type: none"> 大きなファイルは分割する必要がある。規制当局とスポンサーは、それぞれを関係付けずに‘new’として提出するのではなく、これらのファイルをメッセージで(‘append’により)関連付けるほうを好む。 過去に提出されていない‘granular’文書を提出する必要がある。この集合のリーフ(例えば、プロトコルに対する修正)には明確な‘append’関係がある。この集合を提出する際に、スポンサーはリーフの関係をこうした種類の情報の提出に一貫したものとして(この種類の他の文書と比較して)、将来の一層効率的なライフルサイクル管理をサポートすることを希望する。全てを“new”として単に提出するより、関係を示すほうが明快なメッセージ・コンストラクトとなる。 	<p>使用上の注意:</p> <p>ある参照提出資料から別の提出資料にリーフの集合(例えば、製造業者、試験等)を組み込む場合、新コレクションにこれらのリーフを組み入れるとき、元のペースターンズで定義されている‘append’関係を保持すべきである。これは、複数の場所で同じ(SAME)情報を一貫して示すこと、及び将来の提出資料での集合に対する一貫した修正をサポートする。</p>	保留	次回会議
------	-------	------------------	--	---	----	------

次回大幅な改定時	承認(仕様変更)	eCTD仕様の次回大幅な改定に対する要件収集期間に、本問題を検討する。	Section 3.2.A.3の数値部分に対するフォルダとファイルの命名 conventionについて明確にしていただきたい。	eCTDでは、各新添加剤に対し section 3.2.A.3に別のフォルダを作成し、添加剤の名称を用いて各フォルダを固有に識別すべきと規定されている(例えば、32a3-excip-name1 及び32a3-excip-name2)。テレクトリ/ファイル構造は、モジュール3の原薬に対する構造に従うことなどない。	新添加剤に対する appendicesは、原薬の構造に従うが、添加剤は原薬でないことを考慮した場合に、Appendix 3.2.A.3内のサブフォルダとファイルの数値部分に対する命名 convention に関する指図をいただきたい(例えば“3.2.S.2 Manufacture”というタイトルのセクションについて、我々の方法では、新添加剤のフォルダ一名中の“S”を取り除いて、次のconvention のいずれかを用いる(32a3-2-manuf-Name1または32a3-2-manuf-Name1)。この方法は認められるか?
1290	Acusphere	FDA	仕様 v3.2 4-25ページ、及び eCTD IWG Q&A と仕様更変要請文書 Version 1.9, 更変要請 00050 及び Q&A No. 12.	Section 3.2.A.3の数値部分に対するフォルダとファイルの命名 conventionについて明確にしていただきたい。 eCTDでは、各新添加剤に対し section 3.2.A.3に別のフォルダを作成し、添加剤の名称を用いて各フォルダを固有に識別すべきと規定されている(例えば、32a3-excip-name1 及び32a3-excip-name2)。テレクトリ/ファイル構造は、モジュール3の原薬に対する構造に従うことなどない。	新添加剤に対する appendicesは、原薬の構造に従うが、添加剤は原薬でないことを考慮した場合に、Appendix 3.2.A.3内のサブフォルダとファイルの数値部分に対する命名 convention に関する指図をいただきたい(例えば“3.2.S.2 Manufacture”というタイトルのセクションについて、我々の方法では、新添加剤のフォルダ一名中の“S”を取り除いて、次のconvention のいずれかを用いる(32a3-2-manuf-Name1または32a3-2-manuf-Name1)。この方法は認められるか?

1300	Acusphere	FDA	<p>仕様v3.2, 4-19 と eCTD IWG 質疑 応答 及び仕様変 更文書 Version 1.9, Q&A No. 3.</p> <p>情報を Section 3.2.A.3に含める場合 に、Section 3.2.P.4に含める必要がある医薬品 の新添加剤に関する情報量を明確にして いただきたい。</p> <p>CTDでは、各局方非収載添加剤について、別 個のsection 3.2.P.4.1から3.2.P.4.4を提供でき ること、及び3.2.P.4.5と3.2.P.4.6は別個のフア イルであることが規定されている。eCTD にこ れらの要素を構成する方法が、eCTD IWG 質 疑応答及び仕様変更要請文書 Version 1.9, Q&A No. 3で取り上げられた。</p> <p>CTD では新添加剤はsections 3.2.P.4.6 及び 3.2.A.3で検討すべきと記載されているが、新、 局方非収載添加剤についてファイル3.2.P.4.1 から3.2.P.4.4を包含するフォルダを繰り返す べきか?</p> <p>また、Section 3.2.A.3に詳細な情報が提供され ている場合に、3.2.P.4.6では新添加剤に關し てどの程度の情報が必要かに關しても明確に してください。? 詳細な情報について審査官に 3.2.A.3を参考させるだけで十分か?</p>	<p>これは基本的に CTD の質問で、 ICH 事務局で検討すべきものであ る。</p> <p>範囲外</p>
------	-----------	-----	---	--

1310	GE Healthcare	EFPIA	M4 グラニュラリティ付録	<p>グラニュラリティ文書に、「加えて、文書の全頁に、その主題を簡潔に示す固有のヘッダとフッタを含めるべきである。紙媒体での提出で、添付書類中の当該文書を見つけやすくするためには、文書の前のタグに同様の識別子を用いるべきである。全セクション番号及びタイトルの省略形を使用できる」と記載されている。</p> <p>ECTDでは、審査官がかなりの量のメタデータを使用して、容易に関連文書を見つけられるので、ヘッダまたはフッタに識別子を記載する必要はない。</p>	Q&Aとして承認	No. 41
------	---------------	-------	---------------	---	----------	--------